

座間味村第6期障害福祉計画及び座間味村第2期障害児福祉計画見直しによる
「座間味村第7期障害福祉計画及び座間味村第3期障害児福祉計画」策定業務委託仕様書

1 委託業務名

座間味村第7期障害者福祉計画及び座間味村第3期障害児福祉計画策定業務

2 委託業務の目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。第88条及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20条に基づき、座間味村第7期障害福祉計画及び座間味村第3期障害児福祉計画（令和6年度～令和8年度）を策定するにあたり、社会的背景及び地域特性を考慮した現状の把握と、障害のある方のニーズや課題の整理・分析を行う必要があることから、豊富な経験と高い専門知識を有する室の高い事業者を選定し、計画策定に係る資料収集・作成・調査などの計画策定全般に関する業務を委託することを目的とする。

3 委託業務の内容

- (1) 村の障害者等の現状把握
- (2) 現計画の点検・評価
- (3) サービス見込量・目標の算定支援
- (4) 本計画素案の作成
- (5) 本計画策定委員会の運営支援（2回程度）
- (6) その他、業務の目的達成に必要な業務

4 契約業務期間

契約締結の日から令和6年3月22日まで

5 成果品の納入

- (1) 座間味村第7期障害者福祉計画及び座間味村第3期障害児福祉計画
A4版表紙カラー50部
- (2) 本計画素案の作成
- (3) 電子媒体一式（正・副）

6 その他

- (1) 本業務において知り得ることになった個人を特定できる情報については、その秘密を外部へ漏らしてはならない。業務終了後も同様である。この業務に携わるすべての職員にも徹底させること。
- (2) 本業務に係る個人情報を適切に扱うこと。
- (3) 受託者は、第三者に対し、この業務についての権利を譲渡してはならない。
- (4) 成果品の著作権及び所有権は座間味村に帰属する。ただし、本委託業務にあたり、第三者の著作権等、その他の権利に抵触するものについては、受託者が責任をもって処理する。また、座間味村の許可を受けずに、他に公表、貸与、使用してはならない。
- (5) 業務の進捗に沿って、担当者と十分に打ち合わせを行うこと。
- (6) この仕様書に定めのない業務については、委託者及び受託者で協議によりこれを決める。